第（５）回 八代市住民自治推進検討委員会会議録

開催日時	平成 18 年６月 30 日（金）13：30～16：20
開催場所	千丁支所 2F 大会議室

■ 出席委員

委員長	荒木　昭次郎	委　員	吉田　昭造	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	小笠原　亨
委　員	草部　史考	〃	上村　宏子	〃	稲田　新一
〃	松村　政利	〃	黒田　武生		
〃	寺岡　甚蔵	〃	山本　清人		
〃	竹原　基信	〃	緒方　勢一		
〃	岩田　美江子	〃	山田　豊		

■ 欠席委員

副委員長	山本　正人	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	永原　辰秋		
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	本田　勉				

■ 出席職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名
地域振興課長	米田　健二	鏡支所地域振興課係長	松岡　武生
地域振興課審議員	坂口　孝幸	東陽支所総務課振興係長	橋永　高徳
地域振興課副主幹	澤田　宗順	泉支所総務課振興係長	東坂　宰
地域振興課主任	村上　修一		
企画調整課長補佐	福永　知規		
坂本支所総務課振興係長	南　和治		
千丁支所総務課係長	上原　通		

■ その他の出席

役　職	氏　名	役　職	氏　名

■ 協議事項

①中間報告（素案）について
②行政支援策について

■ 議事録

（事務局）

皆さんこんにちは。本日も大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本日で第 5 回目の開催となり、中間報告の取りまとめ作業の終盤に入ってまいりました。予定としては、本日の議論を以って中間報告をまとめること

としております。中身の濃い審議となりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。
それでは、後の進行は、議長宜しくお願いいたします。
（委員長）
　皆さんこんにちは。本日もご出席いただきありがとうございます。
開催に先立って、一言ご挨拶を申し上げます。
　最近は、雨が続いておりまして、かなり湿度が高くなってきています。そうした中、一応、本日で提言書４章までの議論を終え、次回第６回の検討委員会で、中間報告の最終取りまとめを行うというスケジュールになっているようです。
　本日は、残されていた課題、行政の支援施策についてご審議をいただくことになります。それがまとまれば、中間報告という形になっていきます。そういう方向で、今回は進めてまいりたいと思います。
　では、早速議題に入らせていただきますが、その前に、市内各地で開催されました地域審議会での意見をはじめ、二、三点につき、事務局から発言の申し出がなされておりますので、この委員会に報告していただきたいと思います。
　一つは、行政改革審議会の答申内容について、今一つは、八代市の行政区・自治区・小学校区の統計表についてです。それでは、よろしくお願いします。

（事務局）
・第２回地域審議会での意見について説明
・「行財政改革に関する答申書」について説明
・八代市行政区・自治区・小学校区統計表について説明

（委員長）
　只今の説明につきまして、質問はありませんか、よろしいでしょうか。最後のところは、行政区か学校区の境目のところで、こちらの行政区なのにあちらの学校区に何人かは行っているということで、統計表の数字に違いが出ているとの説明でした。そういうことがあって行政区の単純な計算ではなく、実態を表した数値に置き換えた形になっているから少し数値が異なるとの説明です。
　私も具体的にどこの場所がどうなっているのかというのは判らないのですが、そういうところがあるということです。ご理解していただけましたでしょうか。
　それでは、ただ今事務局から３点についてご説明いただきました内容につきましてご質問なり、ご意見ございましたら、どうぞお出しになって下さい。
　一応、第２回の地域審議会がスケジュールどおりと言いましょうか、６月に入って半ば以降各地区で開催され、若干、ここで検討されている内容についての要望的なご意見があった、というようなことが先ほどの説明がなされております。つまり、一つはこの検討委員会で議論している文言、たとえば「協働」とか「市

民参画」とか言う言葉は難しい。そういうのは出来るだけわかりやすい文言で表現するように、というご指摘であったと思います。

しかし、同様の用語は行財政改革に関する答申書の中にも見られます。当該審議会の答申として提出されたものと思いますが、そこでも「協働」と言う言葉、あるいは「市民参画」という用語が使用されています。この委員会で使う言葉とかなり重複している、そうであれば、同じ意味内容を持たせないと行政としてもおかしいのではないか、そこら辺の整合性も考えたうえで、そのような用語を使っているとの説明ではなかったかと、私は理解しております。あとは、行政区・自治区と小学校区の統計については、いまご説明があった通りだと思います。大体ご了承いただけますでしょうか。

※ 了　承

（委員）

行政改革推進委員会ですが、この委員のメンバーと申しますと、私は鏡の元議長しか判りません。委員の代表は出ているのですか。

（委員長）

事務局の方で説明があったらお願いします。委員はどういう方々なのかということです。

（オブザーバー）

それではご説明をいたします。行財政改革推進委員会、極めて特殊な分野で、専門的な、ということがございまして、大体、構成は学識経験者、それから市民の経済界代表、そして市民の一、二の方、大体少数で、ここにございますように、（お手元の資料の８ページでございます、）構成をいたしております。

この構成員からご説明申し上げますと、会長に国立高専の校長先生が会長でございます。それから副会長、これは商工会議所の代表ということで、これは郡市の代表という形でございます。それから経済開発同友会ということで、これまたご案内のとおり郡市から構成がなされておるところでございまして、ここからも数名か何名かの方がお入りいただいているところでございます。あと旧町村からも入っていただいております。それと青年会議所の理事長でございます。それから女性代表や農業関係者の従事者というところでございます。また、中九州短期大学の学長さんでございます。行政代表ということで、地域振興局の局長で構成がなされておりまして、この１０名によりまして、八代市の行財政改革をこれからのどうするのかということで、９月を目処に今改革大綱に載っとりますが、これの基礎資料ということで、一応現段階で答申をいただきまして、これをもとに行政計画をつくってまいります。そして最終的には、また今申し上げましたメンバーで議論を頂きまして、９月までには八代市の行財政をどうするのかというこ

とで決定をする。このようなところでございます。そこで第３回として、基本的な考え方につきましても、答申を頂いたということでございます。以上報告させていただきます。

（委員）

４ページにイベントの見直しが載っていますが、今後市の厳しい財政はわかりますが、今後自粛するか統廃合するかということで載っております。旧東陽村あたりでは、しょうがと石工の郷ということで、ストーンピックもやっていたわけですが、５、６回で終わりましたが、メインのしょうが祭りあたりの応援につきましては、まちおこしのためにも大変加勢していると思います。合併の時、法定協議会でもぜひ残してほしいと言うことであります。

（オブザーバー）

それでは、今お尋ねでございましたのは、合併協議の中で法定協議会がございまして、いくつか確認がなされたものの一つが今のイベントでございます。基本的には各町村でイベントがございましたが、例えば、鏡の愛鏡祭ですとか、ふるさと祭ですとか、しょうが祭りとかございましたけれども、そういうものにつきましては、新市に引き継ぐということでございますので、基本的には引き継いでいくということでございます。しかしながら、各地域に、例えば、７００万とか、８００万とか全部やってしまうと非常に効率的にも悪いということで、引き継いでは参りますが、その方法については、これから研究を当然重ねていかなきゃなりませんが、やめるというものではなく、今の方針はそのように進んでおるところでございます。

非常に、私どもの行財政改革は、ここに資料がございますので、ご参考までに申しあげますと、国の三位一体改革に伴う影響というものを、これは私ども地方自体だけではなくて、どこもが受けておるわけでございますが、少し数字を申し上げますと、と、平成１８年度で８億８千７百万、これだけの影響を受けて減額なんです。ということでございまして、それで、特別職の人件費、職員の人件費、補助金、イベント、全てをやはり見直す時期は将来来るであろう。こういう風に考えております。

従って、聖域無き行財政改革は一方では進めていかなければなりませんが、市民サービスを落とさないというのが大前提で、このような形で行革は進めていくことになります。

（委員長）

合併問題に絡んだ問題として、どこでもこうした問題がおきております。

なかなか悩ましい問題を抱えておりまして、「合併する」という確認をしていながら、従来からあったものは存続するとするも、制度的な事情変更点が生じますと、存続させるにしても、いろいろと考えて対応していかなければならない。

そういうことに八代市の場合は直面しているということだと思います。
　その中で、住民自治推進検討委員会の方々が各地でどういう自治活動を積極的に展開されればよいかという点に焦点を合わせて考えているということになろうかと思います。そういう意味で、事務局の説明に対するご質問等はこれで終わらせていただきまして議題に入らせていただきたいと思います。
　まず、中間報告素案についてです。前回の検討委員会、第４回の検討委員会では、組織の仕組みづくりと拠点施設についてということ。さらにパートナーシップ契約について、ということについて事務局から説明をいただいて、それを巡って議論を重ねて参りました。そして、皆さんから前回出していただきました意見に基づきまして、それを整理し、さらに事務局でまとめていただいたという形のものがお手元に本日出されている素案でございます。
　また、前回の検討委員会で、目的と目標の違い、これは何だというようなこと、それからパートナーシップというのは、主体が２つ以上あってパートナーシップとういことが定義付けられるわけですから、二つの主体がどういう形で何を行っていくのかという部分と、どういう形でというところの、「協定を結びながら」「締結をしながら」やっていくという、パートナーシップ事業の進め方ということになりますが、そうしたものについての先進事例は一体どういう形のものがあるかということについても、前回皆さん方からご指摘がございました。これについても一応事務局で調べていただきましたので、以上、２点につきまして事務局の方でご説明していただきたいと思います。一つは目的と目標の違い、二つはパートナーシップ協定について、ということですね。
　それからもう１点、追加的に中間報告素案について、何か追加されるべき点があったかどうか。職員の意識改革というものが抜け落ちているのではないかという指摘が最後のところで出ていたかと思いますから、それらについても事務局の方から簡単にご説明をお願いいたします。
（事務局）
　・目的と目標の違い、パートナーシップ協定について説明
　・中間報告（素案）について説明

（委員長）
　ありがとうございました。ただ今事務局から説明をいただきました。現在のところ、第４章の途中までということでございます。後は本日の議題となっています行政の支援施策が残っていますが、これに１時間程度あてたいと思っております。事務局の方から説明がありましたように、前回の宿題と、それから中間報告で指摘されたことについては取り入れたということです。
　また、前回の意見を踏まえての「仕組みづくりの問題」、それから「拠点施設

づくり」について、いろいろとご意見が出されました。いわゆるパートナーシップ協定のあり方についてです。行政と行政以外の主体とがパートナーシップ協定を結ぶ場合、どうしても行政がお上として上に立ち、それ以外の主体は下になってしまう、いわゆる上意下達と言いましょうか、行政が企画立案し、行政以外の主体は労力を提供していく存在という形であったものを、そうではない形にもって行かなくてはいけない、その方向が示された。そのためには、職員の意識改革も当然、求められるという説明でございました。

今の説明につきまして、どの点でも結構ですのでどうぞ。

（委　員）

私もわからないところがございますので、質問をさせていただきます。

先ず１点目で、先ほど説明の中で９ページです。「公民協働」ということなのですけどもここで、行政と市民の協働と書いてありますが、ここの部分が修正案のところです。ここでは新も旧も「市民と住民の協働」とありますがどちらなのでしょうか。

（事務局）

すみません。修正箇所と書いてあるところが間違いでございます。新しい方が「行政と住民の協働」ということが新しいものです。申し訳ございませんでした。

（委　員）

それからもう一つお尋ねしてよろしいでしょうか。「市民」と「住民」ということがいつも出てくるのですけども、「市民」の定義は、この前の資料の中で説明をいただいておりますけども、「住民」という考え方をした場合は、住民自治組織を作っていくことになりますと、校区単位とか或いは地域とかいろいろありますけどもそれ以外の人を考えていくべきですかね。普通の解釈では「住民」と「市民」の区別が付かないと思います。統一できることはないでしょうかということです。

（委員長）

用語解説のところには、その説明は入っていませんよね。「市民」はあっても「住民」はないです。

（委　員）

普通の方が見たら判りにくいですよね。

（委員長）

住民と市民の使い分けを・・・

（委　員）

関連しますのでいいでしょうか。

3 ページですね。「住民と行政の役割分担」のところで、住民或いは市民の領域のところで行政のところでは「市民」という使われ方がしてあります。ですか

ら今の質問と関連して整合性上、できれば統一していいのではないかという気がします。ただ、事務局の方で、住民の領域の方で「市民」若しくは「住民」の方に、行政の領域の方で「市民」と使われた根拠、何かの意図があれば、説明していただくとそれで結構ですが、私は単純に考えると、この部分も一緒に「市民」という表現にしても結構ですし、八代の場合は住民自治が前面に出てきていますので、その点から行きますと、先進地よりも「住民」を中心にしたい。住民自治ということを強く八代の場合は出てきていると考えますので、そこら辺も考えて、今の質問と関係しますのでお答えいただければと思います。

（委員長）

全く同じ内容の質問だと私は受け止めました。お答えできますか。

（事務局）

文言的に言えば確かに混在しているところが正直ございます。ひとつの理由は、いろんな先進地事例がありますので、文言が混在していると、それとこちらの方で、「市民」の方は、用語解説のところで入れていますが、「住民」の捕らえ方については、改めて見直していかなければならないと思っております。「住民」というのは、地域の中で活動している個人も含めてという事柄になろうかと。

「市民」というのは、全体的な捕らえ方になろうかなと思いますので、言葉がどうだということではないのですが、これについては、言葉の整理を含めてさせていただきたいと思います。

（委　員）

「住民」は、住民基本台帳に登録されている人たちという考え方で、そこら辺の解釈はできているのではないかという気がしますが、どうでしょうか。

（委員長）

今のご指摘でも私はいいのではないかと受け止めます。学者は「市民」という場合は「平和」とか「環境」とか、世界的規模の諸問題に意識的に活動していく人たちを「市民」という呼び方で、地域の清掃等をやるような限定された生活の場の事柄について、意識し、活動するひとを「住民」というふうな使い分け方をしている。しかし、このような住民自治の場合は、そういう使い分けはいらないのではないかという感じです。それよりは、確かにおっしゃったように、住民基本台帳でいうところの「住民」、その方が逆にいいかもしれない。地方自治法上の地域の公的団体を構成する「住民」ですね、その使い方でもいいのではないかと。そうすると、「住民」一本にしておいてもよろしいのではなかろうかと。判りやすいという感じがしますが、いかがでしょうか。

確かに「市民」の方が交渉事をやって洒落た感じですが、この際、そんな言い方をしなくてもよいのではないか。「市民」も「住民」もかわりはないという受け止め方をして、ここでは「住民」でいいのではないでしょうか。

それから、冒頭で、事務局から説明の申し入れがありました各地の地域審議会のやり取りがあって、いろんな事項ありました。その中で、私が一つ気になったのが、中間報告書の第 2 章の下の方に図があります。アンケート調査に基づいて、ボランティアが示されている。ここのタイトルが「地域社会への関心の高まり」となっているわけですが、実はこの図をご覧になると、自己矛盾を示している感じがしないでもない。何を言わんとしているかといいますと、左の「ボランティア等への参加について（傾向）」と書いてあります。中身を見て行きますと、アンケート調査結果では、関わったことがないというのが 60%ありますが、地域社会への関心の高まりを調べるのに、関わったことがないのがこのように多いとおかしい。どうしてこのような回答が出てきたのかというと、「他の社会貢献活動と交えてやっているから」「自分たちがいくつかやっている社会貢献活動の中での中心的な活動として答えたから」、ボランティア活動をしているにもかかわらず、「関わったことがない」というアンケート調査結果になったようである。その証拠には、右側の図をご覧になると「ボランティアの貢献度」は、「ある程度役立っている」、「おおいに役立っている」と合わせると、60%以上になります。こっちの方が私は正解だろうと思うのです。

２の項目「地域社会への関心の高まり」と図の右側は一致する。左側の図を示すとおかしくなってしまうのではないかと思います。そうであれば、「おおいに役立っている」、「ある程度役立っている」、「あまり役立っていない」、「全く役立っていない」、というグラフの並び替えをしていただいて、ボランティアの貢献度という形に、数値はこのままで結構ですが、順番を入れ替える表し方の形であれば、文章と一致するという感じがしましたが、皆さん方いかがでしょうか。関わったことが無いというのが 60%もありますと関心の高まりと矛盾します。この図を載せるということは・・・。

（委　員）

地域審議会での意見でもありましたように、やはり、ボランティアと思っていない人が、ボランティアをやっている方はたくさんいますが、この審議会の意見もありますが、ボランティアと思っていないという回答がここに出てきているのではないかと私は思っていたのです。

（委員長）

そのように受け止めていないということですね。

（委　員）

ボランティア団体だけをボランティアと思っている。区長さん方がやっているいろんな行事もボランティアと捉えていないということが回答に出てきたと思います。

（委員長）

そのように受け止められるのです。
（事務局）
補足をさせていただきます。八代地域審議会で意見が出たときに、私たちも一瞬ドキッとしたのですが、設問の中で「自治会活動以外で、このボランティア活動に参加されていますか。」とあります。地域審議会の意見の中で捉え方がおかしいと、「自治会長はボランティアの最たるものだと」ということで、いわゆる自治会会長さんにアンケートを取ったものですから、自治会活動以外に参加したことがあるかということですから、自治会長は殆ど大半が自治会活動に費やされているということで、それ以外にあまり参加したことがないという方がいた。それが、数字として出ているということです。ですから、これだけを見るとおかしく、混乱を招くというのがこの前の意見でして、その点を委員長からご指摘があったということです。
（委員長）
自治会活動をされている中身が、ボランティア活動も含まれて活動しているわけで、だからこのようなアンケート結果が出たということだと思います。そうであれば、右側の図だけをタイトルと合わせる形の図表を示すのであれば、右側の図をひっくり返して、下の事柄を一番上に持っていく形で示した方がタイトルと内容が一致するということになりますので、そうしたらどうかという私の提案でございますが、皆さん方いかがでしょうか。
やはり、一定程度筋の通る形を示しておかないといけないと思いましたので。よろしいでしょうか。
※了　承

（委員長）
事務局の方で、そのように修正していただけますでしょうか。後は何かないでしょうか。
（委　員）
14 ページの下の部分ですけども、「上位下立」とありますけども、上の意見が下に達するということです。
（委員長）
まったくそのとおりです。
（委　員）
それから、12 ページです。（１）新たな組織構成の 3 行目の「したがって、喫緊の課題である」、これは、典型的なお役所言葉でありますので、もう少し柔らかい言葉でと思います。
（委員長）

ご指摘ありがとうございます。やはり、役所言葉になってしまいますね。

（委　員）

よろしいでしょうか。文言が出ましたので、11 ページです。追加された「職員の意識改革」です。上の方には、今回示された住民サイドからの視点が前面に出ています。この修正の場合は。その観点から見ますと、「職員一人ひとりが持っていただくことが重要となります。」これは、判ります。そして、終わりの方で、「一層高める必要があります。」という表現ですよね。これは、今回の修正いただいた他の箇所、例えば 9 ページの下の部分、「図ってもらう必要があります。」とですね。こういう表現に変えていただいた方が、先ほど委員長の言葉で整合性ということがありましたが、他の箇所の整合性上、私は必要ではないかという気がします。あくまでこれは、下の部分は、職員の方から表現するような形式ですよね。住民サイドからの表現だとすれば、上の方に「いただくことが重要である」、先ほど申しました 9 ページの「もらう」というような、近いような表現に変えていただく方が、私は無理には申しませんが、変えてもいいのではないか。できればそのような方向で変えていただく方が文章としての体裁がある程度とれるのではないかというふうに思います。

（委員長）

私も先ほどから説明を聞いていまして、事前に資料をもらって、目を通させてもらいましたが、住民主体で表現する仕方、それから、行政が住民の上に立って書く書き方があるわけです。かなり部分、住民主体の目線で書いてあるのですが、まだ、行政側が住民を見る目で書いてある。ここの所のトーンを、私も時間があれば、住民の目線で手を入れていきますが、今回は手を入れる時間的な余裕が無かったので、住民の立場から住民自治を考える、推進するという、それに対して、行政はどう支援できるかという、その場合は行政の立場でいいのですけども、どこが主体的に住民自治に取り組むのかということは、地域住民が取り組むことは当たり前ですけども、我々地域住民は、このような点について、「赫々云々考えて行動します。」という表現にしていくのか、ここの住民自治推進検討委員会の意見になると思うのです。そういう形ですべて最初から最後までやり直していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、残りの時間が 1 時間を切ってしまいましたので、もっと他にご意見があろうかと思いますが、それは次の行政支援についてご意見をいただいた後に承りたいと思います。

それでは、本日の議題の「行政の支援策」につきまして、事務局から説明ください。

（事務局）

「まちづくり実現のための行政支援策」説明

（委員長）

ありがとうございました。「まちづくり実現のための行政支援策」という柱立てをしておりまして、これについて、自治会活動に関するアンケート調査の結果がグラフで示されています。「行政支援について」ですが、活動の助成、地域住民に対するいわゆる自治活動に対して 226 人で一番多いですね。行政側から自治会活動に対する助成という形、その次が情報、いわゆる市役所というところは、地域情報の宝庫であるわけです。その情報というのは、八代市民のものであって、八代市行政のものではない。これを前提に考えないといけないだろうと。個人のプライバシー、人権侵害そういったものに及ぶものは除くという条件があって、それ以外のものであれば、八代市民の共有できる情報という考え方に立たないといけない。やはりこれに対する意識もかなり高く 128 人の方が情報の提供を求められているということは理解しなければならない。それから、行政からの支援で期待するのは、人材の育成、この人材の育成は、自治会活動を行う人材の育成という点なのですが、行政側で支援することができるような能力を持った行政マンの要請もこの中に入れるのかどうか、これは、問の具体的な中身を見ないと判りませんが、普通に言えば現在活動をしている地域の後継者の養成というふうに受け止めるのが妥当かと思います。

それから地域には様々な環境が、教育問題、青少年問題、福祉問題と様々とありますが、そういった問題は、複雑、専門化して来ています。それに対応する活動を行っていくには、活動する人たちの専門的な知識や技能と言ったものも求められる。その場合、いきなりということはいきませんから、専門家を派遣してでも講座でも何でも結構ですがやっていただく。こういう要望が行政に対してあっているということだと思います。これは 38 人ですね。それから、活動の場の提供、32 人。公民館とか活動の拠点施設こういったものがこれに入ると思います。そういう行政支援内容に対する住民側の要望といいましょうか、意識というのが示されました。そういうことを踏まえて、表のページが（１）わかりやすい情報の公開と共有、裏のページが（２）～（４）という具合に挙げられて、行政用語で文書化されてしまっていますけども、もう少し住民の立場からこういう具合に表現できたらどうか、或いはもっと判りやすい言葉の表現にしてもらえないだろうか、いろいろな考え、表現の仕方があろうかと思います。皆さん方のご意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構です。

それでは、私の方から、例えば「（３）市民と行政による協働に関する条例制定について」ですが、先ほどのような形で「住民」という言葉で通すとすると、住民と行政による協働と言い換えてもよろしいのかどうかという点、事務局の方ではどうお考えでしょうか。

（２）がですね。「住民自治を広げる担い手の育成」、ここで「住民」という言葉を使っていますが、市民という言葉を使うのか。使うのであれば使い分ける必要があり、意味合いというものがどっかになければいけない。どうせなら、一緒にしてもあまり意味は違わない。であれば同じ扱い方でよろしいかということです。もう少し考えていただいて、すぐに答えていただかなくても結構です。

そのようなことで、何でも結構ですので皆さんから出していただきたいと思います。

（委　員）

「協働」という言葉についてですね、地域の方や市民の方はまだ覚えることは、２，３意見が出ていましたね。ずっと通していってよいものかどうか。住民サイドで考えた場合、そのような意見にも耳を傾けて、言葉があれば変えられないものかという想いを文書を読みながら思っていました。皆さんいかがでしょうか。

（委員長）

というような意見がでました。これは面白い。

（委　員）

共同体で改めるみたいなことが書いてあったが。この前の地域審議会では。

（委　員）

私たちは判っているのですが、もう少し判りやすい言葉であればよろしいのですが。

（委　員）

地域審議会の意見で、「協働」という言葉よりも、行政と住民だったら「共同体」という言葉の方が判りやすいということですが。

（委　員）

ここでいう「協働」と「共同体」は意味合いが違う。これは発言者のことをそのまま書いてあるようですね。この辺の書き方自体を噛み砕いて解釈すると少し違うのですよ。

（事務局）

今回の地域審議会の中では、あくまでも経過報告という形で出しています。ですから、地域審議会には第４回八代市住民自治推進検討委員会にお出しした資料がそのまま出ていますので、細かい説明ということはされていないのが現状です。ですから、先ほどの資料の中でも、八代と千丁だけ意見が出ているということですが、出ている項目の説明の後に意見が出ている。次回第３回地域審議会に正式にお出しをして意見をいただくということですので、他の地域からは出ていなかったということです。意見がなかったからということではなくて、元々、経過説明ということでしたので意見が出ていないということです。

ですから、この「協働」のことを委員さんがおっしゃいましたけども、発言の

趣旨といいますのが、審議会から了解されたということではなくて、パッと見られたときに出た意見、記録というふうに捉えていただければと思います。ですから、正式には、こちらで内容を揉んでいただいて、次回中間報告の取りまとめという形になりますけども、それを受けて、各地域審議会に正式に中間報告をご報告いただくと。その中でいろんな意見をいただくというふうに思っております。

（委員長）

「協働」という言葉が馴染みにくいということであったかと思います。広辞苑でも何でもよろしいのですが、「きょうどう」には、共働きの「共働」という言葉がある。それから、農業協同組合で協力すると同じといった形の「協同」という言葉があります。それから、共に同じという「共同」があります。そしてここで使っている、協力して働くという協働、大体、4 種類の「きょうどう」があるのです。どれを使ってもおそらく馴染みがあまりないと思うわけです。そんな感じがします。だけども何故「協働」という言葉が日本社会で全国的に必要だと認識されているかということ。背景があると思うわけです。

農村型社会では自然と人間との関係の中で、水田、田を耕し、天気が良ければ稲穂が付いて、水が無ければ稲穂も枯れてしまいます。そうしますと水路を皆で力を合わせてつくり、水を引っ張って来ないといけない。こういうことで、地域の人たちが対自然との関係で生きていくために力を合わせて農産物を生産していくという形での農村型社会における協力して働くということがちゃんとあったのです。「協働」という漢字はちゃんとありました。それが、戦後になって、常用漢字、当用漢字の改正として、段々辞書の中から消してしまっていったのです。それが、また最近になって復活してきているということ。これは何かと申しますと、阪神淡路大震災後、多くの人たちの地域が崩壊したときに、皆の力で地域を再生していかなければいけないようになった。日本は、地震があちこち起きて、大雨・台風も毎年しょっちゅうあります。そういうところで、いつも人々が大自然に立ち向かって協力しあっていかなければならない。それに人々が目覚めて、困ったところに、自分たちも、いつ、そのような立場になるかわからないので、そのときは、お互い様だから助けてもらおうと、ですから以前は、相互扶助関連、それが協働関連となり、最近になってそれがまた出てきている。それは大変、重要な役割を果たすということが、行政の方でも意識されて「協働」が各種政策の柱の中心となって使われるようになってきたということです。これは世界的規模で見てもそうでございます。先進諸国はすべて「協働」という言葉を各種政策の柱としているわけです。日本も例外ではなく、各種政策に入れている。

ただ、まだまだ一般市民にまで、その意味内容が十二分に浸透されていっていないということは確かにある。したがって、別の表現にしてもよろしいし、その協働という言葉を使うまえに「～という意味合いでの協働で、これを行う」という

表現にすれば、その協働の意味も非常に判りやすくなるのではないかという感じがしております。ですから、皆さんの意見で、「難しいことを言わなくていいと、簡単な言葉にすればよいのではないか」というご意見があれば、それに沿った形で表現しなければいけないと思いますが、全体の報告書の流れで「協働」が中心になってきているものですから、それを取ってしまうと、どのように報告書を作っていくか判らなくなってしまいます。ですから、ある程度、「協働」の用語法として、「～の意味合いでの協働」というように、主語を前に付けて判りやすくしておけば、あとは流していってもよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

（委　員）

先生のお言葉を反復するようですが、私たちも現在は、個の時代を叩き込まれています。自立しなさいと。年代を重ねていきますと富国強兵の時代から個の旅から、結局、個人を生きていくような文化の中に、今置かれています。その中に「協働」は、住民自治の言葉の中にかき回されているわけですが、この住民自治が本当に理想的に運営できていくのであれば、私は本当に住民参加もできますし、参画もできる理想的な地域づくりに関わりを持たせていただくということで、本当に良い住民自治組織を作り上げられたらという基本的な姿勢をもって臨まさせていただいております。だけど、その文化というものを作り変えていかなければ、根底にある「人材の担い手」とここに書いてありますが、生涯学習課長も本日いらっしゃいますように、一番期待するものは教育です。そういう文化に慣らされてきて、今の若い人たちは、自分たちの一代を生きればよい、何も子孫繁栄とかを考えない中で少子化等が出てきていると思います。先ずは生涯学習課長さんに、どう人を育てるか、住民自治組織に必要な人材を育てるその視点で取り組んでいただきたいと思っております。行財政改革の中でも言われていますが、住民自治組織に対する効果というものは、八代市でどのくらいあるのだろうか。公務員の削減等も言われていますので、その分だけ住民が担い手になれるのかどうか、そういった不安も持っています。そうならないために行政に参加させてもらっている私たちも地域づくりを担っていくために、この住民自治組織は、どうしても軌道に乗せなければならないと思っております。

（委員長）

自治という言葉は、何となく、自ら治めるというふうに自分だけのことのように採られがちです。よく考えてみると、自分で自分をコントロールし、抑えていくことは、対社会との関係というのが常にあって、自分をコントロールしていくのだと思うのです。普通は、対社会との関係における自治、自らを治めていくことという理解をしていかないと住民自治もうまくいかない。だから、地域住民の皆さん方が地域でルールを作って、地域をより良くするためにはこうすればよい

とか、そのためのルールを作って、それに従って自治活動を展開されていく、これは個人だけではないです。地域のルールに従ってということが自治の根本になっているわけですから、それを作り上げて行くことが住民自治を推進していく大きなポイントになろうかと思うわけです。

ですから、その中で協働しましょう。目標があって、目標を達成していくために、あなたと力を合わせて、それを達成しましょうということが協働であって、それ以外の意味はない。「協働」、それ自体は、目的・目標ではございません。あくまでも手段であって、ある目標を達成していくための手段が、協働なのです。目的と手段を混同してしまうとそうなるのですから、協働するというのは、ある目的があって、それを達成しようとするために、A さん、B さん、C さんが力を合わせて、それぞれ自分が果たせる範囲内で目的達成のために「尽力しあいましょう。」ということだというふうに思います。ですから、文章が硬ければ、そのようなニュアンスを局面、局面の事項に合わせた「～こういう意味の協働は」と書かれると、大変判りやすくなると思います。いわゆる行財政の答申書の中に「協働」が入ってきているものですから、住民自治で最も基本になるものを外して、行財政の答申の中だけで一人歩きしてしまうと、八代市政は一体何をしているのかと、違うことをやってというふうに思われてしまいます。やはり全体として、足並みを揃える必要がある。地域住民の意思に基づいて、地方自治を行う、住民自治を行っていくと。これを八代市は前面に押し出していくことだろうと思います。そういう形で、現時点では「協働」という言葉は外すわけにはいけない。だから、判りやすい表現でカバーをして使うという形でいかがでしょうかということです。そういう方向でよろしいでしょうか。

※ 了　承

（委員長）

それでは、他に説明を受けて何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

例えば、協働の言葉よりは、「（１）わかりやすい情報の公開と共有」で、「八代市のポータルサイト」とありますが、「ポータルサイト」という用語、それからすぐ 2 行下に「情報リテラシー」、先ほどから事務局から一生懸命説明をしていらっしゃったのですが、この「リテラシー」というのは非常に判りにくいですね。だったら、こちらのほうこそ判りやすい方向にできないものか。カタカナ用語を使うと少し洒落た感じは受けますが、しかし、わからない内容であれば、判る内容に変えてもらう。同じ意味内容を持たせた表現に判りやすい言葉で、表現をしていくということ。いかがでございましょうか。

（委　員）

ある程度、適切であれば・・・。

（委　員）
情報リテラシーを判りやすい言葉に代えて（情報リテラシー）でだしたらどうか。
（委員長）
私もそのように考えてみていたのですが。大学の情報系の科目として、情報リテラシーはひとつの科目
（委　員）
ある程度、専門的な言葉になりますよね。できれば、平常に使うような言葉、やさしい文言に書き換えてもらうと一般の住民はより馴染むのですよね。
（委員長）
パソコンのコンピュータを・・・、これもカタカナになるな・・・、電子計算機の操作術、応用術みたいなことがリテラシーなのです。ですから、今は高等学校の１年生から必修科目になってきています。おそらくそれが小学校まで下りてくると思います。ただ今は変革の時期ですから、まだ一般市民社会に馴染んでいないという時期で、あと 10 年もしますと、「情報リテラシー」は使われても子供から判ると思いますけども、まだ取り組みを始めたばかりですから、なかなか馴染みにくいということがあるのかなと思います。
あと、「わかりやすい情報の公開と共有」、わかりやすい情報を載せないといけないのに、判りにくい単語を使っているものですから、そういう具合に和らげて、判りやすくしていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。
（委　員）
一ついいでしょうか。先ほどアンケートでボランティアという言葉が出てきました。アンケートに答えた人の意識、考え方というのが、その辺の的確な、どういうことをアンケート実施者が聞きたかったのかを十分に理解をせずにアンケートに応じられている。私もその一人ですが。アンケートをあまり過大に利用するのもどうかという気がしております。例えば、今回の活動の助成というものもありますよね。これは複数回答ですか。
（事務局）
はい。
（委　員）
当然、財政的な支援だと思いますが、ここで言う自治活動、住民自治という観点からアンケートを徹底していただいて、アンケートをするともう少し違った数字が出てきたのではないかと私は気がしております。私は、委員長から判りやすい言葉と言われましたが、一番最初に（１）わかりやすい情報の公開と共有を載せられたのは適切であったと思います。
私はある程度、自治活動に携わっていますが、昔は、「役所は金も出すが、口

も出す」ということだったと思います。それから10年程度は、「金は出すが、口は出さない」ということは評価されたことだと思います。ただ、現代は厳しい財政状況の下で、今までのような単純な補助金、助成金というのはやはり期待するべきではないと思います。勿論期待をしてはいけないと思います。自治活動、住民自治という観点から考えると、やはり個人の考えを行政に、財政的支援を頼るのは間違いだと私はいつもそういうふうに考えていますし、関係者にはいつも啓発をしています。ですから、私は基本的には、財政的な支援は勿論、これまでのように財政支援をしていただくとはありがたいことですが、坂本地域では、例えば、委託業務で、地域振興会で社会教育センターの除草、草取りや管理業務を委託していただいて、財政的には地域振興会は助かっています。委託業務は結構ですが、あまりむやみに今申し上げましたように補助金、助成金を期待するのは、私は間違いではないかと思っていますし、それよりも役所の豊富な情報を的確に、しかも迅速に自治活動推進の方向に流していただくことがより重要だと思います。役所の知恵だとか、ノウハウをですね、私たちの方に授けていただくことの方が、末端で自治活動に携わってる一人とすれば、ありがたいことですし、そういう方向での役所のご努力を期待したいと考えます。

（委員長）

相互に役所が地域の自治活動を支援するとすれば、自治活動をする側の期待に応えるような形の支援といったものを考えておかなければいけない。そのためには、十分に自治活動をする側のニーズの実態といったものを的確に把握をして、これが一応、行政支援についての「自治会活動のアンケート調査」ということになりますが、今、ご指摘がございましたように、本来であれば、もう少し正確な調査に基づき、そのニーズを的確に把握をして、というご要望があったかと思います。

複数回答が可能であったものとすれば、確保する段階で複数回答の主だった面を棒グラフの中身で端合わせた形の表現の方法はできるかなと思いますけども、今回の調査ではこれが限界だろうという気がします。

それから、今のご意見があったような形の趣旨は、ある程度仕組んだ支援内容という表現にしておくべきであろうと考えられます。それから、やはり情報はお互い様ですが、行政が持っている情報は、迅速・的確に地域に下ろしていくということ。下ろしていく場合は、当該地域だけに関する情報ではなくて、八代市全体の各地域の自治活動、状況に関する情報を流してあげること、これが大事なのです。例えば坂本地区ではこういう自治活動の仕方をしている、泉地区ではこういった自治活動、東陽地区ではこういう自治活動、千丁地区ではこのような自治活動、地区ごとの自治活動のやり方、運営の仕方、若干違ってくると思います。それが自治の可能性を広げるということになります。自治の担い手はそこから生

まれてくるわけでございますから、地域の自治の展開の仕方が違ってくることはよろしいと思っています。よその地域でどういう自治の展開をしているか情報として提供していただければ、あそこでは、そういうことをやっていれば、「うちでは負けないぞ。」、「うちではこういう具合にやろう。」といった知恵を地域の住民の方は出し合って、活動を更に積極化し、活性化させて行くということになっていくのではないかと思います。そういう意味も込めて、情報提供は当該地域に関する情報だけではなくて、八代地域全体の自治活動に関する情報を整理して流されると各地域の自治活動も競争意識も芽生えてくるので活性化するだろうと思います。（２）以降はありませんでしょうか。

実を言いますと、（３）の市民と行政による協働に関する条例制定について、或いは、協働による条例制定といったものを熊本市が一生懸命取り組んでいます。市民の皆さん方は互いにいろんな意見を聞いて、条例を制定するぐらいの力を発揮されるということを示したわけです。それに対する議会側の反論的な面もありますが、本来であれば、議会側が審議して作ってしまえばよいわけです。政策提案権をお持ちですから。しかし、現実はそのようにはいっておりませんので、市民の参加を議会も求め、議会への市民参加をおおいにやった方がよい。全国市議会議長会でもその検討をまとめました。おそらく八代市議会事務局にもその報告書が来ているかと思いますけども、そういう形で、議会への市民参加を通して、議会人による政策づくり、いわゆる条例制定づくりを、最終的には、条例の制定改定権は議会にありますので、当然議会で判断していくわけです。執行部が出したとしても議会がノーだと言えば、できないものもございますので、市民は行政側だけに参加するのではなくて、議会にも市民参加を行う。これが、住民自治を更に強化する側面ですが、この報告の中では抜け落ちているのではないかという感じがするのですけども。もし入れる余地があれば1,2行足していただければという感じはいたします。住民自治活動を推進していくためには、議会への市民参加もひとつ大きなポイントになりますよということです。

あと何かございませんでしょうか。

下の方に5点ほど示してあります。◆公益性が高くなければならない。◆補助金等に関し、事業計画から実施報告及び予算、決算の執行が計画どおりに執行されるとともに市の交付規則等に沿って事務処理を行わなければならない。◆地域住民の公益活動への参加を進めなければならない。◆行政支援の既得権化にならないようにしなければならない。◆行政支援の内容を公開し、透明性を確保しなければならない。こういうポイントが挙げられております。財政的支援ということですが、これは、支援をするための条件の提示という感じです。こういう条件を充たせば、支援してあげますよという受け止め方になります。そこで、市民が求める財政的支援を考えるとき、市民の立場から支援を求めるときに、これでよ

ろしいかということを、私はお尋ねしておきたいのですが。

これは、行政当局からこういったことを書くことは毎日の仕事ですから簡単に書いて出されるわけです。これが仕事ですので。しかし、住民サイドからといった場合これでよろしいのか。いかがでしょう。どこの自治体でもこのような条件のことを示していますけども。よろしいでしょうか。急にお尋ねすることはあまり好ましいことではありませんが、もしお気づきの点がございましたら事務局の方にこの点の○ページの件について、「私はこういうふうに思う。」とかお出しになっていただきたいと思います。

本日は第 5 回でございますが、次回は第 6 回になります。中間報告の取りまとめという形にしたいと思います。中間報告の取りまとめは一ヶ月もあれば住民の目線から全体の文章を少しずつ書き改めていただいて、第 6 回で、そういう視点から叩いて手直しをするという、もう一度検討する機会でございますから、その間に皆さん方、目を通されて、住民の立場から、この点はこういう表現にした方がいいとか、お気付きのところがございましたら、事務局の方でまとめられるときに、どうしても行政経験が長い人ほど行政の言葉で表現してしまおうとするものですから、住民の目線がどっかに行ってしまう。ですから住民の目線で、事務局の方へここの部分はこのような表現がいいという具合に、まとめる場合にもやりやすいので、是非そういったご協力をお願いしておきたいと思います。

そして、最終的に取りまとめていただいたものを次回の第 6 回で確認作業をするということにしておきたいと思います。

本日、皆さんから貴重なご意見を出していただきましたので、早速、中間報告にとり込ませていただきたいと思います。後は、文章の中で、難しい表現であるとか、或いは好ましくない表現があれば、それも併せてご指摘していただき、事務局の方へ出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（事務局）

ひとつ確認をさせていただきたいのですが、資料に記載しています棒グラフの図ですが、これを載せた方がいいのか、載せない方がいいのか、これは、一応本日の資料として出していますので、その点の確認をお願いします。

（委員長）

何もないよりは、こういうものが証拠としてあった方が判りやすいと私はそう思います。ただ、調査のやり方、手法、内容において正確さが若干欠けるという点があった。しかし大枠としては、目安として読む人にとって、判りやすいという感じを与えますから、私はこのままでいいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※了　承

皆さんよろしいということでございます。それではこのままでいきましょう。
（委　員）
ちょっと、確認しますが、最終報告のまとめはどういう形でまとめられるのか、イメージとして判っているのであれば、大体の考え方をご説明いただければと思います。
（事務局）
現在、中間報告の（素案）という形で資料を出させていただいております。基本的には報告書の最終的な体裁になろうかと思います。ただ、今日、意見をいただいたものを 14 ページの後に入ってくる。それと、委員長からもありましたけども、表現なり住民目線のご指摘があれば、その部分を加味しながらやるという形で、それをまとめたものが中間報告という形で、第 3 回の地域審議会にそれぞれお諮りをすると、伺うということ。ですから、第 3 回の地域審議会は 9 月下旬以降になろうかと思いますが、そのあたりで、それぞれの審議会で意見を聞きまして、当然いろんな形のご意見が出てくると思います。その内容を受けまして、第 7 回、8 回の検討委員会で最終報告に向けた文言の整理といいますか、その辺の形で 2 回ほどかけたいと思っております。ですから、基本的な体裁はこれが中間報告という形の元でご理解をいただきたいと思います。ただ、一番最初のときに申しましたが、まだ、「はじめに」という文章がありません。当然、前置きになりますので、判りやすく入れていきたいと思っていります。今日までの意見を形に反映させるということが最初となります。体裁はこれが基本的な体裁ということになります。
（委員長）
ということで、目次構成と形は最終報告と大体同じような形になるということでご了解いただきたいと思います。
それでは、次回の件については。
（事務局）
一応、委員長の都合ということですが、7 月 21 日（金）を予定としていますが。
（委員長）
判りました、次回は 7 月 21 日（金）を予定されているようでございます。同じ時間帯で場所もここということですかね。
（事務局）
本日、言葉の使い方、表現などいろいろご指摘をいただきましたので、それを踏まえまして、次回の第 6 回に臨みたいと思います。委員長の方からもありましたとおり、第 6 回につきましては、7 月 21 日（金）ということで、場所につきましては、ご通知を申し上げます。そして資料の方もできるだけ、整理をして送

付させていただきます。次回もどうぞ宜しくお願いします。
（委員長）
　ありがとうございました。特段なければ、第 5 回の検討委員会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。